

時 報

岡山県草地協会の設立

秋の草の週間をひかえて、去る7月23日午前9時30分から岡山市の鶴見寮で、草地改良を行つている市町村や農協の関係者が集まり、草地造成普及啓蒙協議会を開いた。

この会合では、県の草資源増産計画について協議したほか、さらにこの計画に基いて積極的に優良牧草を導入して草地の造成・改良・飼料作物の増産、その利用を高度に行うことを目的に、「岡山県草地協会」の設立が協議され、また同時に協会規約についても審議を行つて設立が承認された。

会員としては、昭和28年から35年度にかけて草地の造成改良や飼料作物の増産を行う市町村農協が加わり結成され、今後はこの協会が中心となって普及啓蒙運動や、技術指導を活発に行つて、県下草資源の増産に拍車をかけることになった。

なお草地協会規約は次のとおり。

岡山県草地協会規約

(昭和35年7月23日制定)

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、岡山県草地協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は自給飼料を確保するため草地の造成改良及び飼料作物の増産並びにその利用の高度化を図り、草地農業の振興と経営の安定向上に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は岡山県農林畜産課内に置く。但し、普及の徹底を期するための農林行政区域毎に支部を置くことができる。

第2章 事業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 草地の造成改良及び飼料作物の増産利用に関する普及並びに啓蒙宣伝
- (2) 草地の造成改良及び草地管理並びに飼料作物

物の栽培飼料の加工、貯蔵に関する技術指導

- (3) 自給飼料に関する調査研究
- (4) 自給飼料に関する講習講話会及び講習会の開催
- (5) 自給飼料の生産、加工、貯蔵等に必要な機械、器具、肥料（石灰質資材、草地肥料）及び種子の共同購入の斡旋
- (6) 会員相互の連絡協調、その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会 員)

第5条 本会は左の者を会員として構成する。

- (1) 普通会員 普通会員とは草地の造成及び飼料作物の増産並びにその利用を行う団体市町村
- (2) 特別会員 特別会員とは草地の造成改良及び飼料作物の増産利用に関する試験研究を行なう者及び学識経験者であつて役員会において推せんされたものとする。
- (3) 賛助会員 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同してこの事業に協賛する者及び団体であつて役員会において推せんされた者とする。

(加 入)

第6条 本会の普通会員に加入しようとする者はその都度加入申込書（別記様式による）を提出するものとする。

(脱 退)

第7条 本会の普通会員は左の事項に該当するときはこの会を脱退又は資格を失うものとする。

- (1) 本人の意志による場合
- (2) 本人の死亡又は解散の場合
- (3) 会費未納の場合

2 前項第1号により脱退しようとするときは別記様式による脱退届を会長あてに提出するものとする。

(会 費)

第8条 普通会員の会費負担金は通常総会においてこれを定める。

2 負担金は毎年通常総会終了後1ヶ月以内に納入

岡山畜産便り 1960.08

しなければならない。ただし新に入会する者はその都度納入するものとする。

第4章 役員及び職員

(役員 of 定款及び選任)

第9条 本会に役員として会長1名、副会長2名、理事5名、監事3名を置く。

2 理事及び監事は会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長は理事の互選による。

(任期)

第10条 役員は名誉職として任期は2年とする。ただし重圧を妨げない。

2 補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。

3 役員は任期終了といえども後任者就任に至るまではその職務を行うものとする。

4 役員は任期中であっても総会の決議によって解任することができる。

(役員 of 職務)

第10条 会長はこの会を代表し業務を処理する。

2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は会務を掌理する。

4 監事は業務の執行及び経理の状況を監査する。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

第13条 本会に職員若干を置くことができる。

2 職員は会長これを任免する。

第5章 会議

(会議)

第14条 会議は総会理事会に分ける。

(総会)

第15条 総会は通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は毎年度1回4月に招集する。

3 臨時総会は会長又は理事が必要と認めるとき及び会員の2分の1以上の申出があったとき招集する。

(招集)

第16条 理事会及び総会は会長これを招集する。

2 理事会及び総会は開催の日から5日(総会の場合は10日)前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を役員、会員に通知するものとする。

(議長)

第17条 総会の議長は総会において普通会員の中から普通会員が選任する。

(議決)

第18条 総会においてはあらかじめ通知した事項について議決することができる。ただし出席した普通会員の過半数の同意があるときはこの限りでない。

(成立)

第19条 総会の議決は出席した普通会員の過半数でこれを決し可否同数の時は議長が決める。

(決議承認事項)

第20条 左の事項は総会の決議を経なければならない。

(1) 役員 of 選任及び補選

(2) 会務運営及び事業実施方針の決定

(3) 負担金徴収額の決定

(4) 規約の変更

(5) 会員の除名

(6) 解散

2 事業報告及び収支決算は総会の承認を受けなければならない。

(議事録)

第21条 議長は総会の議事について議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し議長及び出席した普通会員2名が書名捺印するものとする。

(理事会)

第22条 理事会は理事を以って組織し理事会の議事は、出席理事の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 会計

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日をもって終る。

(会費)

第24条 本会の経費は左の収入をもってあてる。

(1) 会員の負担金

(2) 寄附金

(3) 補助金、助成金

岡山畜産便り 1960.08

(4) 雑収入(会費の返却)

第25条 すでに納入した負担金その他金品は一切返却しないものとする。

(預金)

第26条 本会の現金は郵便局又理事会で決めた金融機関に預入れるものとする。

(収支決算書の提出備付)

第27条 会長は通常総会の開催の日から1週間前までに収支決算書を監事に提出し、かつこれを主たる事務所に備えて置かなければならない。

附 則

第28条 この規則は昭和35年7月23日より実施する。

第29条 創立当初の役員任期は第12条の規定にかかわらず昭和35年7月23日より起算した年限とする。

第30条 初年度に限り本会成立の日より昭和36年3月31日迄を以って1事業年度とする。

役 員

会 長 佐藤 峯一郎(新庄村長)
副会長 菅野 保男(賀陽町長)
今田 淳(和気町長)
理 事 草野 八治(一宮町長)
定兼 正皓(水島酪農組合長)
宮本 武(大佐町長)
杉山 朋一(旭町長)
監 事 久次 太郎(吉永農協組合長)
大山 文雄(井原市長)
水島 計次郎(美作町長)
顧 問 荒木 栄悦(岡山県農林部長)
蔵知 毅(岡山県畜産課長)
惣津 律士(監事事務局長)
堀 慧(岡山大学農部長)
須藤 浩(岡山大学教授)

県酪連で乳牛導入幹旋要領きめる

岡山県酪連では、昭和34年2月発足以来、県の酪農振興計画に従って乳牛導入幹旋を行って乳牛頭数の増加と県下の酪農家の便宜を計ってきたが、去る6月初め新しく乳牛導入幹旋要領を定め、これによって幹旋の細部的な取り決めをはっきりさせ、また

事故牛の補償をも考慮することとし、さらに積極的に導入幹旋に努めることになった。

また現在、酪農協、一般農協から、有畜農家創設用その他で約200数十頭の導入幹旋申込があるので、この要領によって今秋北海道購買を行うことにしている。

乳牛導入幹旋要領

(岡山県酪農業協同組合連合会)

(目 的)

- 1、本会は本県の酪農振興計画に従って乳牛の増殖計画を達成し、併せて乳牛の質を改良するため、優秀な乳牛の導入幹旋を行う。

(調査と募集)

- 2、前項の幹旋を行う場合はこの要領によって行う。
- 3、本会が導入幹旋を計画するときは予め各地の乳牛の市況を調査し、最も適当なる購買地及び時期を決定する。
- 4、前項の計画を決定したときは、関係機関に通報して広く購買希望者を募集するものとする。

(申込)

- 5、購買希望者は所属する本会会員、又は農業協同組合市町村その他酪農関係機関を通じて様式1の申込書を本会に提出するものとする。
- 6、購入牛は購入後において解約することができない。

(購買の方法)

- 7、本会は購買に際して購買地の信用ある機関を利用し公正なる取引を行う。
- 8、県外における購買牛は発送前に法の定める

| 規 格 | 月 令 | 価 格 |
|----------------|-----------|-----------|
| 種 系 牛 | 生後6~8ヵ月 | 4~5万円前後 |
| | ◇ 10~12ヵ月 | 5~6万円前後 |
| | ◇ 15~17ヵ月 | 5.5~7万円前後 |
| | 初 妊 牛 | 9~10万円 |
| 普 通 血統登録牛 | 生後6~8ヵ月 | 6~9万円前後 |
| | ◇ 10~12ヵ月 | 7~9万円前後 |
| | ◇ 15~17ヵ月 | 8~11万円前後 |
| | 初 妊 牛 | 12~15万円 |
| 高 等 登 録 娘 牛 | 生後6~8ヵ月 | 8~15万円 |
| | ◇ 10~12ヵ月 | 9~18万円 |
| | ◇ 15~17ヵ月 | 10~20万円 |
| | 初 妊 牛 | 16~25万円 |

岡山畜産便り 1960.08

合格したものを購入する。

(乳牛代金、輸送費、幹旋料等)

導入希望表 組合名

| 購入者氏名 | 種類 | 規格 | | 希望予定価格 | 希望着駅名 | 備考 |
|-------|----|----|----|--------|-------|----|
| | | 月令 | 産月 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

- 9、購買依頼者は購買係員が導入のため購買地に出発する前に乳牛購買代金と県外にあっては輸送費等の予定金額を本会に預託するものとする。
- 10、購入牛の輸送に要する費用（輸送保険料等を含む）はすべて購買者の負担とする。
- 11、本会の幹旋手数料は次の通りとする。
県外 乳牛購入価格の100分の3

(事故牛の補償)

- 12、購買牛に事故の発生したときは、次の要領により処理する。
- イ、購買牛の事故が発送前に発見された時は代替牛を選定購買する。
- ロ、購買牛に異性双子、生殖器畸形及び治療不能の生殖器發育不全等による繁殖障害等の発見されたときは、当該牛の牛代金輸送費及び1日当50円で計算した飼養手当金の合計額から当該牛の処分代金を差し引いた額を補償する。
- ハ、本会が輸送し、その原因で輸送保険が適応しない疾病負傷等のあった場合はその事情と程度を勘案して補償金を支払う。
購買者が輸送を行った場合は本会はその責を負わない。
- ニ、妊娠牛が輸送中流産した場合は、妊娠月数その他を参酌して補償金を支払う。
但しその補償額は金2万円以内とする。
- ホ、購買牛が引渡時において疾病又は負傷している場合は、その治療費を本会が負担する。
治療の見込のないものは引渡しを中止し、本会が処理する。
引渡後において疾病又は負傷したものにつ

いては本会はその責を負わない。

県経済連 養豚繁殖集団を設置

| 農林事務所別 | 農協名 | 種豚性別 | |
|--------|--------------|------|----|
| | | 牝 | 牡 |
| 岡山 | 城郡幸道児崎浜陽山守岡合 | 1 | 4 |
| | | 1 | 4 |
| | | 1 | 6 |
| | | 1 | 5 |
| | | 1 | 4 |
| 和笠倉津勝 | 高美足飯落 | 1 | 3 |
| | | 1 | 5 |
| | | 1 | 5 |
| 計 | | 9 | 53 |

岡山県経済連では、同連でさきによっている畜産総合振興5カ年計画にもとづいて、県下12地区に養豚繁殖集団を設置することにしている。

これは、県下各地に農協を単位として優良な繁殖仔豚を集団的に導入して、豚の生産基地を育てようとするもので。去る6月初め神奈川県から登録仔豚雄9頭、雌53頭を導入し、加茂川町円城農協始め各単協に貸付を終り順調に發育している。

そして昭和35年度を第1年次として、さらに生産された仔豚をその地区で肥育或は繁殖して、計画的に優良仔豚の増産と、肉豚の系統機関による共同出荷を行うことにしている。

各単協への貸付先は次のとおりである

新しくきまった鶏卵の品質標準

| 状態 | 照光検査 | | | | 等級 | 鶏卵品質標準 | | |
|---------|------------------------|-------------------|-----------|--------------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------|----|
| | 割った場合 | 卵白 | 卵黄 | 卵殻 | | | | |
| 少量 | 卵濃白厚 少量で卵黄を占め盛りに困る。 | 卵黄 円い。盛り上っている。 | 面拡散 普通 | 気室 深さ5ミリ以下、殆んど一定している。 | 卵白 透明で相当堅い。 | 卵黄 明確、殆んど欠点ない。 | 卵殻 清潔、無傷 | 一級 |
| 普通量 | 少量で扁平になっている。 | やや扁平 | やや広い | 深さ10ミリ以下、若干移動する。 | 透明なるもやや軟弱 | 中心を外れている、輪郭明確に欠点がある。 | 中心を外れている、輪郭明瞭に欠点がある。 | 二級 |
| 大量を占める。 | 殆んどない。 | 扁平 | 広い | 10ミリ以上の深さ、動する。 | 軟弱、液状、小さな血の塊があることもある。 | 若干の欠点あり、大體扁平になっている。 | 相当地中心を外れている、輪郭明瞭に欠点がある。 | 三級 |

畜産生産物中の王座を占める鶏卵の商品価値を高めるとともに、輸出の振興を図ることを目的に、鶏

岡山畜産便り 1960.08

卵輸出振興協議会ではこの春以来、各方面の意見を聞いて、鶏卵の品質標準及び格付けについて検討していたが、この程次のとおり決定したので、関係各方面へ連絡して、品質改善の目的達成のため協力を要請した。

なお、この標準の適用にあたって

- 1、この品質標準及び格付けは、農林省の規格規定までの暫定措置として自主的に定めたものである。
- 2、実施に必要な全国的組織等は差当り作らず、既存の組合又は地域団体等において自発的に適用実施するよう指導推進するものとする。
- 3、県または団体等において鶏卵の格付出荷を行うモデル組合の育成助長策を講ずることが望ましい。
- 4、品質標準および格付の実際については説明会等により指導の徹底を期するようにしたい。

の点に考慮を払うよう望んでいる。

鶏卵重量区分標準

| | | |
|-------|--------|--------|
| 大玉 1個 | 60 瓦以上 | 70 瓦未満 |
| 中玉 | 50 | 60 |
| 小玉 | 44 | 50 |

| 容 器 (内 測) | 材 料 | | 選 別 | 重 量 | 品 質 | 項 目 |
|--|---|-------------------------------|-----------------------------|-----|-----------------------------|-----|
| | 新 旧 | 新 箱 | | | | |
| 一七・五 三〇・五 五五 九九・テ 一四・コ 三三・高 三七・サ 五〇・サ 五五・サ | 規格あり上フ 格強カライ B表強カ 級原ト 二紙外 〇ライ 〇イ 瓦以上 | ファイ ラット (五〇 瓦以 上) | ○基準重量との誤差が一%以内 | 正 量 | 塊肉級の以上 肉塊は二級品 許容されるの血 | 特 級 |
| | 規格あり上フ 格強カライ C表強カ 級原ト 二紙外 〇ライ 〇イ 瓦以上 | ファイ ラット (五〇 瓦以 上) | ○基準重量との誤差が二%以内のもの | 正 量 | 二級品質以上のもの 八%以上 | 標 準 |
| | 粗悪のもの | 古 箱 | 別三〇七 しな以上 ないもの のを選 | 正 量 | 三級品質二〇%以上 | 級 外 |

極小玉 〃 37 〃 44 〃

(註) 37 瓦未満および 70 瓦以上のものは格外とする。

有畜農創設事業
資金の運営について

(畜産課)

農林省では、この事業の末端での資金取扱事務を合理化するため、事務処理要領の一部を改正し、去る6月16、17日岡山市で開催された有畜農家創設事業のブロック説明会(7月号既報)での連絡によって、とりあえず本年度は次の要領で事業を行うことになりました。

事業を実施されている農協は、これらの重要な改正点に特に留意して円滑な事務処理をお願いします。

なお補助金の計算方法その他にも若干変更される点もありますが、これらについては国の要綱が決定次第あらためて具体的内容を通達する予定です。

1、家畜の導入について

(ア) 乳牛

昭和34年度及び35年度の酪農経営改善計画樹立市町村で、市乳用原料乳の生産を行っている市町村に重点的に割り当てるものとする。

(イ) 役肉用牛

役肉用牛の飼養頭数は近年減少の傾向にあるので、優良雌牛の導入を重点的に考慮するものとする。

(ウ) ジャージー種乳牛

国の計画に従って割当を行うものとする。

2、資金貸付条件

昭和35年度新規事業は、償還期限の限度は従来どおりとするが、有畜農家創設特別措置法施行令第1条に規定する元利均等年賦償還によらず、元金均等年賦償還の貸付条件によるものとする。農協が借入資金を農家に転貸する場合の貸付条件は、その資金の借入条件と同一とすること。また、利子補給補助金については、繰上償還金額および償還計画に対する延滞金についての補助は行われないうことになった。

3、補助金の交付について

昭和35年度新規事業の補助金交付要綱は別途、国から通知されるが、利子補給補助金は年1回第4半期に交付することとなる。なお過年度分実施事業の補助金についても年1回交付とするよう改正される予定であるので、上半期の申請はしばらく保留すること。

岡山畜産便り 1960.08

4、平均購買単価と平均融資単価

本年度の家畜別の単価は次のとおりとする。

| 家畜の種類 | 乳牛 | 役肉用牛 | 輸入ジャージー種乳牛 |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 平均購買単価 | 円 92,857 | 円 45,714 | 円 52,000 |
| 平均融資単価 | 65,000 | 32,000 | 36,400 |